

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

運営規程

(総則)

第1条 社会医療法人豊生会が開設する介護老人保健施設ひまわりが実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「当事業所」）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 介護老人保健施設ひまわり通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画（居宅介護予防サービス計画）に基づき、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のサービスを提供。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が立てたリハビリテーション計画書を基に、リハビリを実施し、利用者個人の心身の機能の維持回復を図り在宅生活を支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在家ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当

事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設ひまわり通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成10年5月1日
- (3) 所在地 札幌市東区東苗穂4条1丁目1番68号
- (4) 電話番号 011-781-8800
- (5) 管理者氏名 星野 豊
- (6) 介護保険事業所指定番号 0150280071号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションは兼務する）

- ① 管理者 1人
管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ② 医師 1人以上
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 支援相談職員 1人
支援相談員は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また区市町村との連絡・連携を密に図る。
- ④ 看護又は介護職員 10人以上
看護・介護職員は、通所利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な看護・介護を提供する。看護職員は、医師の指示に従い、看護または介護業務に従事する。
介護職員は、介護に関するエキスペートとして利用者の介護業務に従事する。
- ⑤ 理学療法士または作業療法士または言語聴覚士 4名以上
在宅生活を支援する為のリハビリテーション実施計画書を立案し、個人の目的にあつたリハビリテーションを施行する。
- ⑦ 管理栄養士 1人
栄養士は、通所者の栄養管理、指導及び食品・厨房の衛生管理に従事する。
- ⑧ 事務職員 6人
一般事務及び庶務に関する事項及び施設管理の補佐、敷地の整備、車両の運転、整備に関する事項

る事項について従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条 介護老人保健施設ひまわり通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日：月曜日から土曜日
- ② 営業時間：午前8時から午後5時30分

(定員)

第7条 介護老人保健施設ひまわり通所リハビリテーションの定員は100名とする。

(介護予防通所リハビリテーションを含む)

(サービスの内容)

第8条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあっては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 利用者の状態により、専門的見地から必要と判断された場合、同意を得た各種加算サービスを提供する。

(守秘義務および個人情報の保護)

第9条 当事業所とその職員は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報を当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各号についての情報提供について、利用者及びその家族等から予め同意を得た上で行うこととする。

- ① 介護保険サービスの利用者のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとする。

- 3 当事業所は指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第10条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙：個人的な飲酒については一切禁止とする。但し、行事の時等施設が提供する場合がある。また、健康増進法の取り組みとして、敷地内は禁煙とする。
- ・ 火気の取扱：施設内での使用は一切禁止とする。
- ・ 金銭・貴重品：利用時の金銭貴重品の持ち込みは禁止する。但し、小遣い銭の範囲で自己管理出来る場合には認めることとする。
- ・ 利用中の受診：緊急の場合を除き、利用中の病院受診は出来ない。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(通常の事業の実施範囲)

第11条 介護老人保健施設ひまわり通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの通常の事業の実施範囲は次の通りとする。

札幌市の東区全域。北区及び白石区の一部。

(苦情について)

第12条 提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに関する利用者及びその家族からの苦情には迅速かつ適切に対応する。なお、苦情内容は会議等にて検討し、再発防止に努める。受付担当窓口は、支援相談員がその任にあたる。

(事故発生時について)

第13条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(利用者負担の額)

第14条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

- (2) 食費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(褥瘡対策等)

第15条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第18条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は併設病院の防火管理者を充て、火元責任者には事業所職員を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者の任を受けた職員が立ち会う7
- (3) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・年2回以上
 - ② 夜間訓練を含めた総合訓練・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・隨時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制とする。
- (7) 当事業所は、(5)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理)

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」

に沿った対応を行う。

- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(身体の拘束等)

第20条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

- 2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第21条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第22条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行う。

(職員の質の確保)

第23条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

3 当事業所は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第25条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人豊生会介護老人保健施設ひまわりが定めるものとする。

<附則>

本規程は平成12年4月1日から施行する

平成16年9月1日改訂

平成17年5月1日改訂

平成17年10月1日改訂

平成18年4月1日改訂

平成18年10月1日改訂

令和2年1月1日に改訂

令和6年4月1日改訂

令和6年9月14日改訂（住所変更）